

## 2010年度の車上作動処理現地監査において 28事業所が「登録取消」「一時停止」となりました

平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただき、ありがとうございます。

当機構では09年度から無通知によるエアバッグ類の車上作動処理現地監査を実施しており、大半の事業所様においては「エアバッグ類適正処理情報」に従った安全作業や実績管理が実施されていることが確認できました。

しかしながら、一部の事業所様においてはエアバッグ類（エアバッグ、シートベルトプリテンショナー）の未処理等が確認されました。

このような場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約に基づき措置（車上作動処理の登録取消・一時停止等）を実施しております。皆様におかれましては、引き続き適正な車上作動処理業務を実施いただきますようお願い致します。

### 〔2010年度監査結果による措置状況〕

監査数：727事業所

特に重大な不適正業務については「登録取消」「一時停止」の厳格な措置を実施しました。（2010年度：28事業所）

「登録取消」「一時停止」となる事象に満たない場合でも、不適正業務が確認された場合は厳重な注意/指導措置を実施しました。

措置あり 30%

措置なし  
70%

「登録取消」「一時停止」の実施状況については自再協 HP (<http://www.jarp.org>) に掲載しています。

### 〔主な措置理由〕

- ①：エアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた <規約第7条1.(5)>
- ②：エアバッグ類を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた <規約第7条1.(5)>
- ③：自動車メーカー等に引き渡す以外の目的で未処理エアバッグ類を保管していた <規約第7条1.(8)>

### 〔注意事項〕

- ・ 適正なエアバッグ類の処理を確認するため、原則無通知にて現地監査を実施しておりますので、受け入れにご協力ください。
- ・ 不適正業務が確認された事業所は「エアバッグ類管理台帳」「作動処理の結果を写した写真」の自再協への提出が義務付けとなる場合があります。
- ・ 措置を実施した事業所の監査結果は、国や管轄自治体、自動車メーカー等に開示します。
- ・ 登録取消となった事業所については、事業所名を公表する場合があります。

〔本件に関するお問い合わせ先〕

一般社団法人 自動車再資源化協力機構 TEL:03-5405-6155

担当：鍋谷・武笠・青井